東京電力（株）　福島第一原子力発電所

不適合管理委員会報告情報
平成２１年　１月２９日分

◆不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）を言います。
法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成21年 1月29日に不適合管理委員会で審査された不適合事象は、下記のとおりです。

区分Ⅰ：該当なし

区分Ⅱ：該当なし

区分Ⅲ：該当なし

その他：１１件

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	１号機	制御棒駆動水圧制御ユニット（１８－１１）の漏えい確認において、制御棒引抜用電磁弁（加圧側：１台）よりリーク（微量）が認められたため、対応検討	D	
2	１号機	主蒸気流量制限器（Ａ）差圧変換器用テスト弁出口の閉止プラグより水のリーク（１滴／３０秒程度）が認められたため、当該部を修理	D	
3	１号機	計装用空気系除湿装置（Ｂ）の運転・再生切替用４方弁に切替動作不良が認められたため、当該弁を点検・修理	D	
4	３号機	原子炉建屋５階の換気空調系冷却装置用冷却水温度調整弁バイパス配管用ストレーナの保温材カバーの一部が破損しているため、当該部を点検・修理	D	
5	３号機	１～４号機共用所内ボイラ（Ｂ）の点検において、加熱用電源供給母線用ケーブルの被覆（シリコン樹脂製）に亀裂及び変圧器接続用ボルトに過熱跡が認められたため、当該部を修理	D	
6	３号機	廃棄物処理系廃液サンプルポンプ（Ｂ）のメカニカルシール部より水のリーク（鉛筆１本程度）が認められたため、当該部を点検・修理	D	
7	４号機	原子炉再循環系電動機・発電機セット（Ｂ）用電動機の軸受部に油のにじみが認められたため、当該部を点検・修理	D	
8	４号機	高圧注水系の定例試験終了後に、タービン排気側ドレンポットの「水位高」を示すの警報の発生が認められたため、対応検討	C	
9	５号機	５・６号機用超高圧開閉所の碍子洗浄装置制御盤内の端子台において、ケーブル接続用ビス（１本）のネジ山がつぶれたため、当該ビスを交換	D	
10	５号機	Ｎｏ．４重油タンクのレベル計に指示値不良が認められたため、当該レベル計を点検・修理	D	
11	集中環境施設	洗濯廃液再循環ポンプ（Ｂ）の軸シール水出口圧力計接続シール部に、水のにじみが認められたため、当該部を点検・修理	D	

【凡例】

公表区分	事象の概要	主な具体例
区分Ⅰ	法律に基づく報告事象等の重要な事象	・計画外の原子炉停止 ・発電所外への放射性物質の漏えい ・非常用炉心冷却系の作動 ・火災の発生　　など
区分Ⅱ	運転保守管理上、重要な事象	・ 以下のうち、法律に基づく報告事象に該当しない軽度な場合 ＊ 安全上重要な機器等の機能に支障を及ぼすおそれのある故障 ＊ 管理区域内の放射性物質の漏えいが継続している場合　など ・ 原子炉への異物の混入　など
区分Ⅲ	運転保守管理情報の内、信頼性を確保する観点からすみやかに詳細を公表する事象	・ 計画外の原子炉または発電機出力の軽度な変化 ・ 原子炉の安全、運転に影響しない機器の故障 ・ 原子力発電設備に係わる機器に影響を及ぼす水の漏えい ・ 圧力抑制室等への異物の混入 ・ 原子力発電設備に係る業務における人の障害　　など
その他	上記以外の不適合事象	・日常小修理　　など

＜原子力発電所における不適合事象の是正管理＞

原子力発電所では、設備の健全性を維持し、安全運転を継続するため、発電所設備の定期検査や運転中の巡視点検、定例試験、点検・修理等を行っております。その中で、「不適合」が発見された場合には、「不適合管理マニュアル」に基づき、必要な是正措置を講じることとしております。

＊「不適合の定義」（JEAG4101-2000より）
本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）

不適合管理グレード分け（不適合管理委員会にて決定）
〇Ａｓ　：法令、安全協定に基づく報告事象
　　　　　プラントの性能、安全性に重大な影響を与える事象
〇Ａ　　：国、地方自治体等へ大きな影響を与える事象
　　　　　定期検査工程へ大きな影響を与える事象
〇Ｂ　　：国の検査等で指摘を受けた不適合事象
　　　　　運転監視の強化が必要な事象
〇Ｃ　　：品質保証の要求事項に対する軽微な不適合事象
〇Ｄ　　：通常のメンテナンス範囲内の事象
〇対象外：消耗品の交換等の事象

＜注　意＞
掲載内容に関するお問い合わせにつきましては、下記のお電話までお願いいたします。
電　話：0240-32-3432　　福島第一原子力発電所・広報部・情報発信グループまで